

品川区新型コロナウイルス感染症対応支援金交付要綱

制定 令和3年1月22日区長決定
要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、発熱等の症状がある新型コロナウイルス感染症患者等への対応を行う区内の医療機関を対象に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けた取組を支援することを目的として、品川区新型コロナウイルス感染症対応支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付の対象等)

第2条 支援金の交付の対象となる医療機関（以下「交付対象者」という。）は、広く区民の利用に供されている区内の医療機関であって、令和2年12月10日時点において品川区医師会もしくは荏原医師会、品川歯科医師会もしくは荏原歯科医師会または品川区薬剤師会の会員である者（以下「会員である者」という。）が属するものとする。

2 支援金は、交付対象者に属する会員である者の人数にかかわらず、一の交付対象者につき1回を限度に交付を行うものとする。

(支援金の交付額)

第3条 支援金の交付額は、交付対象者ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 会員である者（品川区医師会または荏原医師会の会員をいう。）が属する診療所等 75,000円
- (2) 会員である者（品川歯科医師会または荏原歯科医師会の会員をいう。）が属する診療所等 50,000円
- (3) 会員である者（品川区薬剤師会の会員をいう。）が属する薬局 25,000円

(支援金の交付申請)

第4条 交付対象者は、別に指定する期日までに新型コロナウイルス感染症対応支援金申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定に基づき交付対象者から申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金を交付することを適当と認めるときは、新型コロナウイルス感染症対応支援金交付決定通知書（第2号様式）により交付対象者に通知するとともに、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 区長は、交付対象者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第7条 交付対象者は、前条の規定による支援金の交付決定の取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金の交付を受けているときは、別に指定する期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第8条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(適用)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の規定を適用する。

(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、健康推進部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。